

令和 7 年 6 月 1 0 日 招 集

令和 7 年 第 2 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 1

議 案 番 号	件 名	備 考
7 2	薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

議案第 7 2 号

薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

市長及び行政管理部（契約検査室を除く。）を担任する副市長の給料月額につ
いて、2 箇月間の減額措置を講じようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 12 薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年薩摩川内市条例第 号）の公布の日の属する月の翌月及び翌々月においては、第3条の規定にかかわらず、市長及び行政管理部（契約検査室を除く。）を担任する副市長の給料月額、同条に規定する額から当該額の10パーセントに当たる額を減じて得た額とする。ただし、第5条第3項の期末手当基礎額の算出の基礎となる給料月額には適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。